

香芝市告示第41号

香芝市高齢者運転免許証自主返納等支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月10日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市高齢者運転免許証自主返納等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故を減少させるため、自主返納し、又は失効し、運転経歴証明書の交付を受けた高齢者に対し、予算の範囲内において香芝市高齢者運転免許証自主返納等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であって、法第95条の6に規定する有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 受けている全ての運転免許について法第104条の4第1項の規定による取消しを申請し、法第106条の3第1項第1号の規定により運転免許証を返納することをいう。
- (3) 失効 法第105条の規定により運転免許証の更新を受けずに免許を失効したことをいう。
- (4) 運転経歴証明書 法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書をいう。
- (5) 運転免許取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の7第5項に規定する通知書をいう。
- (6) 運転免許経歴証明書 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で、運転免許に係る経歴の証明に関する事項を記載したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 運転免許の取消しの申請の日又は失効の日及び第5条第1項の規定による申請の日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者

- (2) 運転免許の取消しの申請の日又は失効の日において、満65歳以上の者
- (3) 自主返納し、又は失効し、運転経歴証明書の交付を受けた者
- (4) 本市の市税に滞納がない者
- (5) 香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有しない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象者が支払った奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第9条に規定する運転経歴証明書交付手数料に相当する額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香芝市高齢者運転免許証自主返納等支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 運転経歴証明書の写し
- (3) 運転免許取消通知書の写し若しくは失効した運転免許証の写し又は運転免許経歴証明書の写し
- (4) 本市の市税に滞納がないことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、運転経歴証明書の交付の日から起算して3月以内に行わなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、香芝市高齢者運転免許証自主返納等支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付決定の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還

を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不適當と認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に香芝市高齢者運転免許証自主返納等支援補助金交付要綱（令和2年7月13日施行）の規定により補助金の交付の申請をし、又はその決定を受けている者は、この要綱の規定により補助金の交付の申請をし、又はその決定を受けている者とみなす。

第 1 号様式（第 5 条関係）

香芝市高齢者運転免許証自主返納等支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日
電 話 番 号

香芝市高齢者運転免許証自主返納等支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び請求します。

補 助 金 請 求 額		円
運転免許の取消しの申請 の 日 又 は 失 効 の 日		年 月 日
運転経歴証明書の交付日		年 月 日
補助金の振込先 (申請者名義の口座に 限る。)	金融機関名	銀行・農協 信用金庫
	本 支 店 名	本・支店 出張所・支所
	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	(フリガナ)	
	口座名義人	

公簿調査等のためのチェック欄

次の□にチェックを入れてください。

☐ 私は、香芝市高齢者運転免許証自主返納等支援事業補助金の交付に関し、香芝市が私の住民登録状況及び市税の納付状況について、関係公簿等を調査することに同意します。

☐ 私は、香芝市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有しません。

添付書類

- ☐ 運転経歴証明書の写し
- ☐ 運転免許取消通知書の写し若しくは失効した運転免許証の写し又は運転免許経歴証明書の写し
- ☐ 振込先が分かるもの（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）
- ☐ 住民票の写し（上記公簿調査等のためのチェック欄にチェックを入れた場合は、添付不要です。）
- ☐ 市税に滞納がないことを証する書類（上記公簿調査等のためのチェック欄にチェックを入れた場合は、添付不要です。）

第2号様式（第6条関係）

香芝市高齢者運転免許証自主返納等支援補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日

様

香芝市長



年 月 日付けで申請のあった、香芝市高齢者運転免許証自主返納等支援補助金については、次のとおり決定及び補助金額を確定したので通知します。

補助金の交付決定及び確定金額

円